



参加者募集

家族で作ろう！ 米粉クリスマスケーキ

カスタードやスポンジケーキ、フルーツなどを器の中で層状に重ねたケーキ「トライフル」を家族で楽しく作りませんか。

今回は米粉で作ります。小麦粉で作るケーキとは一味違った仕上がりになりますよ。今年のクリスマスケーキは家族で作ってみませんか。

日時 12月22日(土) 13時～15時

場所 宇城市保健福祉センター

パートナーシップ 通信

vol.169

人権啓発課男女共生係

☎32-1708

対象 市在住の子ども(年長～小学生)とその保護者 ※未就学児託児あり

参加費 無料 定員 先着10組

申込方法 電話 申込期限 12月10日(月)

☎ 人権啓発課 男女共生係 ☎32-1708

また、終業時に職員が集まり、残業する職員を確認するなど、定時で帰宅できる環境づくりを推進。他にも、職員向け通信で職員の紹介リーの実施、事務職員の早出遅出勤の導入、有給休暇の取得目標日数を定めて各職員の取得日数を貼り出すなど、積極的に働き方改革を行っています。



第1回目は「済生会みすみ病院」です。宣言内容の「うまかもんば適度に飲み食いし、定期的に運動を行い、健康で幸せな生活を楽します」という一文に、健康を推進する医療機関のボスらしさを感じます。

今月から、宇城市内で「よかボス宣言」を実施した事業所を紹介していきます。



「よかボス宣言企業」紹介①
済生会みすみ病院

市男女共同参画推進委員のご紹介③

稲田 さゆり



趣味 読書、踊り

座右の銘 「できるだけ、やれるだけ」

私は、幸いなことに女性差別を受けた経験はありません。しかし、仕事に加え家事・育児に追われる母の姿や時に見掛ける女性差別に首をかきげることがあり、そのときに対応することができないのは、私の勉強不足であると気付かされました。私の身近にも「おなごだろ」「男んくせに」そんな言葉を口にしている人がいます。男性も女性も人として違いのない社会を目指して、日々活動していきたいと思ひます。

堤 優紀



趣味 スポーツ観戦

座右の銘 「開心見誠」

本年度から男女共同参画社会推進委員会へ参加することになりました。男性も女性も一人の人間として、それぞれの個性を生かし、活躍できる地域・社会づくり、そして環境づくりが大切だと思います。この委員会への参加をきっかけに、みんながもっと輝ける社会を目指していきたいです。さまざまな活動を通して学び・考え、そして行動へと移せるように頑張りたいと思ひます。

賢くみんなの

年金学

熊本東年金事務所 ☎096-367-2503

市民課 国保年金係 ☎32-1417

知っていますか？「ねんきんネット」

パソコンやスマートフォンで24時間いつでも年金記録を確認できる「ねんきんネット」。自身の年金記録を基に、さまざまなパターンでの年金受給見込額の試算もできます。



「ねんきんネット」でできること

- 年金記録の確認
- 将来の年金見込額の確認
- 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- 各種通知書の確認 など

年金記録や将来の年金受給見込額を確認して未来の生活設計について考えてみませんか。



▶利用対象 基礎年金番号を持っている人
※昭和61年4月以前に年金受給権が発生した高齢年金受給者は利用できません。

「ねんきんネット」については

「ねんきんネット」専用ダイヤル ☎0570-058-555
熊本東年金事務所 ☎096-367-2503

「ねんきんネット」の利用には登録が必要です

日本年金機構ホームページの「ねんきんネット」新規登録画面から登録してください。



みんなで学ぼう
じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎32-1934

世界人権宣言から70年



2014(平成26)

ナチス・ドイツによるユダヤ人
大虐殺、日本のアジア諸国への侵略、米国による広島・長崎への原爆投下…。戦争は人権を踏みしり、多くの尊い命を奪いました。第2次世界大戦後、各国の代表者たちは、人権侵害をそれぞれの国の国内問題として放置していたことが虐殺や戦争につながったと反省し、世界の平和を実現するために各国が協力して人権を守る努力が必要だということを確認しました。そして、70年前の1948(昭和23)年12月10日、パリの国連総会で世界人権宣言が採択されたのです。それから今日まで、国連では世界人権宣言の理想を現実のものにしようとして「児童の権利に関する条約」や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、近年では

「人権フェスタinうきし」の詳細はこちら↓



年に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」など、多くの人権条約が結ばれました。それぞれの条約は人権侵害を受けてきた人々の権利を守るため、性別や肌の色による差別や虐待などの具体的な人権侵害を禁止しています。また日本では、世界人権宣言が採択された日である12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、毎年、全国でシンポジウムや講演会、映画会などの人権に関する催しが開かれています。宇城市でも、10月から全5回で「人権フェスタinうきし」を開催しています。12月1日(土)は松橋会場、8日(土)は不知火会場で開催します。皆さんもこの機会に「一人一人の人権」や「かけがえのない命」について、考えてみませんか。